

## 会員の広場

# 日本学術会議会員の選出制度はどう変わったか

日本学術会議法（以下法律という）が「改正」され、従来の公選制による会員の制出制度に代わって、日本学術会議に登録された学協会から推薦された者を内閣総理大臣が会員に任命することになった。この過程で学術会議内で審議されてきた問題についてはその都度報告してきたところであるが、6月19～21日に開かれた日本学術会議第94回（臨時）総会および7月10日に開かれた第95回（臨時）総会で、「推薦」に必要な政令、規則の全てが決まり、いよいよ9月29日締め切りの「学術研究団体の登録」を皮切りに、昭和60年7月中旬の第13期会員の任命に向かって、新会員選出の手続きが始まるので、この機会に会員の制出制度がどう変わったか、今後の問題点は何か等について解説する。

### 1. 新しい会員選出制度

(1) 会員の定数は従来通り7部、210名である。

(2) 各部の定数は従来は各部同数の30名が法律で決められていたが、新法では政令で決められるように改められ、第13期は第1表のようになった。

第1表 改正された各部の定数。

部	1	2	3	4	5	6	7	計
定数	31	26	26	31	33	30	33	210

(3) 従来はやはり法律で決められていた各部の「専門」およびその「定数」は、専門は政令で、その定数は政令の定める規準に従って規則で決められるようになった。

(4) 研究連絡委員会（以下研連と略す）には会員の推薦に関与する研連（推薦研連）と関与しない研連（実働研連）とがある。ただし推薦研連も推薦行為が終わったあとは実働研連と同じに通常の研究連絡活動を行う。

(5) 専門毎に推薦研連（複数可）があり、推薦研連は最低1名の会員定数をもつ。

上記(3)～(5)項が改正された最も主要な点である。

従来の法律では各部には全国区定員と地方区定員があり、全国区定員には専門別定員と専門にかかわらない定

第2表 第4部の専門、推薦研連および定数。

専門	研究連絡委員会	定数
数理科学	数 学	2
物理科学	物 理 学	5
	天 文 学	1
化 学	化 学	6
生 物 科 学	動物科学	1
	植物科学	1
	生態・環境生物学	1
	細胞生物学	1
	遺 伝 学	1
	分子生物学	1
人 類 学	人類学・民族学	1
地 質 科 学	地 質 学	1
	鉱 物 学	1
	地質科学総合	1
地 理 学	地 理 学	1
地球物理学	地球物理学	2
科学教育	科学教育	1
統計学	統計学	1
情報学	情報学	1
核 科 学	放射線科学	1

員があった。第4部では1名の定員をもつ11専門があった。今回の改正で地方区は廃止され、かつ専門にかかわらない定員もなくなり、しかも全ての専門が必ず推薦研連に対応することになった。第2表は第4部の専門、推薦研連および定数を示したものである（地球物理学部門は地球物理学研連が推薦研連となり定数は2名となった）。

(6) 学協会は「学術研究団体の登録に関する規則」に従って登録を申請する。その際、学協会の名称、目的、構成員数などの他に、どの推薦研連を選ぶかを申請する。関連する研連が複数ある場合は優先順位をつけて申請する。会長は申請された研連が妥当であるかどうかをしらべ、推薦研連を指定する。複数の研連を申請した場合は三つの範囲内で指定する。この登録は毎期3年毎に改めて申請しなければならないことになっている。第13期の申請締め切り日は昭和59年9月29日であるが、第14期以降は推薦の行われる年の前年の6月30日である。

(7) 推薦管理会（各部7名、計49名の委員で構成）は登録要件を満たしているかどうかを調べ、その学協会を推薦研連を含めて「登録学術研究団体」（「登録団体」と略す）として登録する。

(8) 登録団体はその構成員である科学者の中から、会員候補者および推薦人を選定および指定して学術会議に届出する。この届け出締め切り日は第13期では昭和60年2月末日である。会員候補者は5年以上の研究歴を有し、優れた研究または業績がある科学者とされているが、日本国籍を有しない者および通算9年以上会員として在任していた者はなれないことになっている。推薦人は推薦管理会委員を兼ねることができないという点を除き、登録団体の構成員であれば何の制限もない。従って日本在住であれば外国人でも推薦人になれることになっている。

届け出られる会員候補者の数はその登録団体が申請し、会長から指定を認められた推薦研連の会員定数の範囲までとなっている。従って、地球物理学研究連絡委員会を推薦研連として指定された登録団体は、登録要件の300人以上の構成員をもっておれば、どんな小さな学会でも2名までの会員候補者を届け出ることができる。

ただし、推薦人の数は登録団体の構成員の数に応じて最高5名まで（例外的に7名まで）である。その算定規準は部によって変わり、正式には昭和60年1月中旬までに登録団体に知らされることになっているが、4部では構成員がおおよそ1,600人以下の登録団体は1名、1,600人～3,200人は2名、3,200人～6,400人は3名となるであろうといわれているので、気象学会は3名の推薦人を届け出られるであろう。

(9) 推薦管理会は届け出られた会員の候補者が会員の資格を有する者であるかどうかを認定する。

(10) 推薦人は専門に対応した推薦研連毎に集まり（推薦研連が複数ある場合は共同して）、登録団体から届け出られた会員候補者の中から、その専門の定数の会員候補

として推薦する者と補欠1名を推薦する。第13期ではこの推薦行為は昭和60年5月中旬～6月上旬に行われる。

(11) 推薦人をこのようにして選考決定した者を会員候補者および補欠として日本学術会議を経由して内閣総理大臣に推薦する。

(12) 内閣総理大臣が会員を任命する。第13期の任期は昭和60年7月19日から3年となる。

## 2. 審議の中で出された問題点

この法律はその成立の過程でも「日本学術会議の政府からの独立性を冒すおそれがある」など多くの反対論があったが、その法律を具体化する政令、規則の審議の中でも多くの問題点が出された。

### (1) 各部の定数問題

特に問題になったのは各部の定数をどうするかという問題であった。この定数問題では以前から「学問の多様化、細分化に対応するために」自然科学部門、特に5部（工学系）、7部（医学系）をふやし、その分だけ人文・社会部門、特に2部（法学系）、3部（経済学系）をへらすという「傾斜配分論」があり、政府もこの傾斜配分に強い意向をもっていることが示唆されていた。一方、科学の調和ある発展を制度的に保障するためには各部同数は原則であるという意見も強かった。特に、前述のように新しい法律によって、学問分野が部一専門一推薦研連一学協会と系列化されるおそれがあり、7部210名という法律の枠組みの中では、複合、学際領域の学問分野を代表する会員を推薦することが困難になったという事情もあって、少なくとも第13期では各部の定数を従来通り同数とすべきであるという意見もこの「各部同数論」に加わり、学術会議の意見が真二つに分かれた。

このような状況の中で第94回（臨時）総会で、会長は0～10%の範囲内で配分する「ゆるい傾斜配分」で事態を收拾しようとしたが、有志会員は「暫定的各部同数論」を提案し、この2案がそれぞれ表決に付された。しかし、いずれの案も過半数を得られず否決された。会長等三役は“学術会議の意志決定が出来なかったことを遺憾として”辞意を表明したが、運営審議会の中で慰留され、結局「総会は、会長および副会長が、この二つの提案に対する表決の結果を配慮しつつ、対政府折衝にあたることを要請する」との「申し合わせ」を可決して、三役に対政府折衝を一任した。

会長および副会長はこの「申し合わせ」に沿って総理府と4回にわたって折衝し、最終的に合意が成立し、6

月29日第1表に示した各部の「定数」および「専門」が閣議決定され、7月3日付で公布された。この内容は学術会議側の「ゆるい傾斜」よりもさらにきびしいもので、ここでも学術会議の意志は十分反映されなかった。ただし、第1表の配分の基礎には「基礎定数は各部同数の25名とし、残り35名を調整定数とし、第13期はとりあえずこの調整定数を2、3部に1名、1、4部6名、5、7部8名、6部5名に配分したもので、この調整定数については第13期で再検討する」という理解が成立している。

従って、第13期では新しい選出方法で選出された会員の実際の上に立って、この調整定数のより合理的な配分がなされることが期待される。それと同時に、現在の7部210名の枠組みでは、多様化する学問領域、特に学際的、複合的学問領域の科学者代表が会員に選出され難いという実態の上に立って、会員定数の増加を含め、この枠組みを変えるための法律改正を政府に要望することが望まれている。

## (2) 推薦管理会

推薦管理会は登録申請をした学協会の審査および登録団体から推薦されてきた会員候補が会員の資格を有しているかどうかの認定をする機関である。改正法案を審議する過程では、政府は推薦管理会は改正前の選挙管理会と同様あくまでも事務的な審査機関にすぎないと答弁していた。しかし、推薦管理会に関する政令によって、各部7名の委員中、3人の委員には日本学士院、国立または公立の大学により組織される全国的な団体、および私立の大学により組織される全国的な団体から推薦された者を委嘱しなければならないと決められた。その結果、第13期会員選出のための推薦管理会の委員には元日本学術会議会員、大学学長など錚々たる人が委嘱されており、その中には学術会議改革問題が起こった時に設けられた総理府総務長官の私的諮問委員会の委員として「学術会議の民間移譲」を発言した人さえも含まれている。従

第3表 第13期会員選出手続日程

年 月 日	手 続 等
昭和59年9月29日	学術研究団体からの登録申請期限(受付締切)
10月～12月	学術研究団体の審査、登録(異議申出審理)意見聴取
11月	学術研究団体へおよその推薦人数を通知
昭和60年1月中旬	登録学術研究団体に対する会員候補者の選定依頼及び推薦人の指名依頼
2月28日	登録学術研究団体からの会員候補者及び推薦人の届出期限(受付締切)
4月30日	会員候補者の資格の認定
5月中旬 ～6月上旬	推薦人による会員として推薦すべき者の選考、決定
6月中旬	日本学術会議を経由しての内閣総理大臣に対する推薦
7月19日	内閣総理大臣による第13期会員の任命

って、推薦管理会が果たして事務的なものにとどまるかどうか疑問のあるところであり、その動きに十分監視の目を光らせる必要があると思う。

## 3. 今後の日程

今後の日程は第3表に示したとおりであるか、特に学協会として重視しなければならないのは登録申請の締め切りが昭和59年9月29日になっている点と会員候補者および推薦人の届出期限が昭和60年2月28日になっている点である。従って、学協会内の選挙でこれらの候補を選出しようとしている学協会は、おそくとも昭和60年2月15日頃までに選出手続きを終えるような段取りをとる必要があると思う。

増田善信(日本学術会議第4部会員)